

「週休2日等工事試行要領 第IV編～第VI編（建築関係工事編）」の運用

1 用語の定義等（試行要領2関係）

(1) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間

オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

カ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 現場閉所（現場休息）率（IV編、VI編）

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数 - (1)ア～カの期間）

(3) 休日率（V編）

(ア)対象者ごとに、休日日数の割合（=当該工事における休日日数/対象期間※）を算出する。※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

(イ)全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。（図1参照）

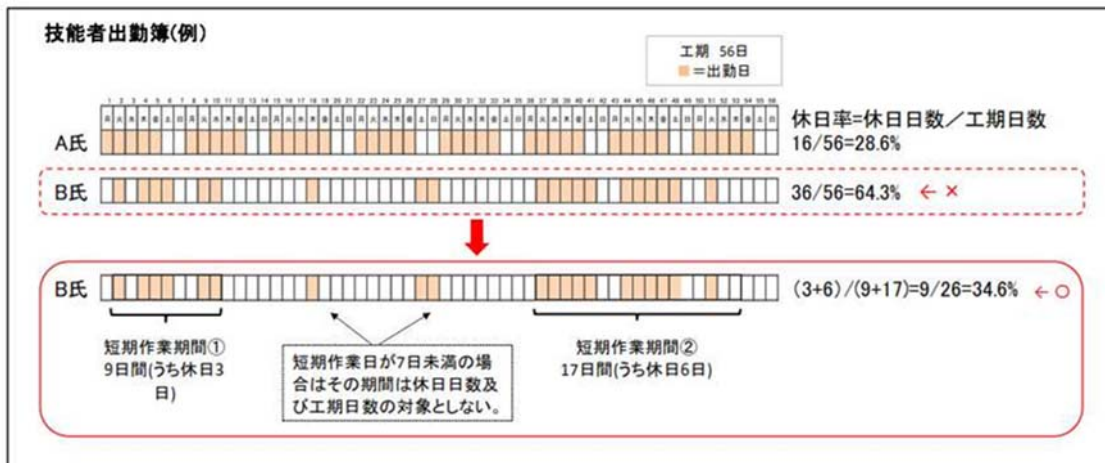
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
	○	200	60	30.0%	
B建工（一次下請）	□□	200	65	32.5%	4週8休以上
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	

工事着手前に確認

工事完成時に確認

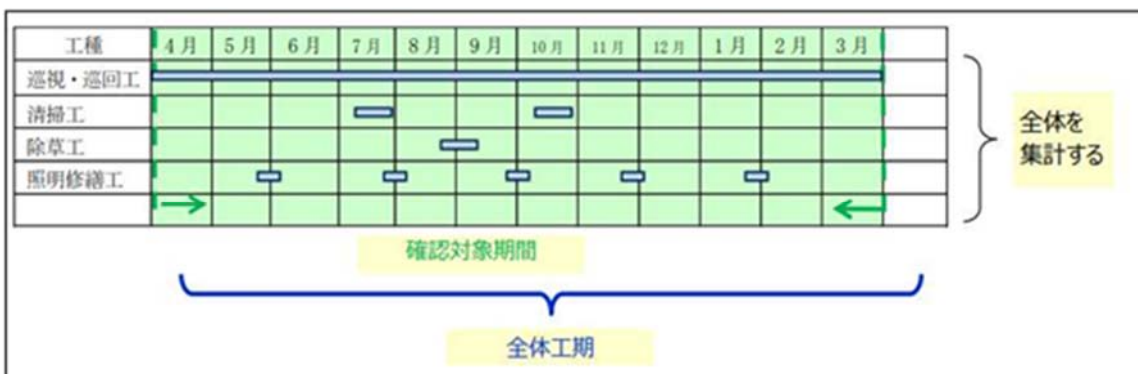
【図1：休日日数の割合の平均（休日率の算出例）】

(ウ)非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。（図2参照）



【図2:短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】

(工)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。(図3参照)



【図3:全工種、全ての技術者、技能労働者の休日率の平均】

2 補正対象 (試行要領4関係)

(1) 補正の対象とする工事

ア 発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。

(2) 補正の対象としない工事

ア 取組の結果、4週8休に満たない場合。

(3)分離発注の場合(週休2日交替制促進工事は除く。)で、現場閉所(現場休息)率が同一でなくとも、補正の対象とする。また、発注工事のいずれかが4週8休に満たなかった場合でも、他の発注工事は補正の対象とする。

3 工事費の積算方法 (試行要領5関係)

週休2日促進工事、週休2日交替制促進工事及び完全週休2日促進工事において、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

4 単価の補正方法等（試行要領5 関係）

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表1～3の補正率を乗じて補正する。

改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価の補正は、表4～6の補正率を乗じて補正する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

5 対象工事である旨等の明示（試行要領6 関係）

(1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

(2) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、以下の工事である。（該当工事に○を付ける。）

- ・ 「週休2日促進工事」
- ・ 「週休2日（交替制）促進工事」
- ・ 「完全週休2日促進工事」

本工事は、「週休2日等工事試行要領

（技術管理課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>参照）」

を適用する工事である。

本工事の発注方式は発注者指定型である。

※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。

<特記仕様書の記載例>

「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事 の特記事項欄に

「※本工事の発注方式は発注者指定型である。」の下に

「・週休2日促進工事 ・週休2日（交替制）促進工事 ・完全週休2日促進工事 当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。」と明記。

(3) 「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「**週休2日促進工事（発注者指定型）**」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（IV編、VI編試行要領7 関係）

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
 - イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
 - ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。
- (2) 工事着手後
- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
 - イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
 - ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。
- (3) その他留意事項
- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
 - イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。
 - ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
 - エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
 - オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

7 休日率の確認方法等（V編試行要領7関係）

- (1) 工事着手前
- ア 監督員は、休日率の算出に必要な「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況（以下、休日取得状況）」の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
 - イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
 - ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休日取得の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。
- (2) 工事着手後
- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度休日取得状況の予定

日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、休日取得状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する休日取得状況の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の休日取得状況の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による休日取得状況の確認のため「実施工程表」等に休日取得状況の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(4) 現場代理人の休日取得

ア 現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、事前に現場代理人の代理として、監督員に通知すること。

8 工事成績評定表（試行要領8 関係）

福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。

9 実施証明書（試行要領9 関係）

(1) 実施証明書の発行は、4週8休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。

(2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。

表1 建築工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘要	4週8休以上	
		新宮 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03

木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
撤去	各工種による		
取り壊し		1.03	1.03

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ホックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ホックス及び 位置ホックス用ボンディング	1.03	1.21
	フレック	1.02	1.15
	フレック用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパ-類	1.03	1.18
ダクト附属品	既製品ホックス、制気口、 ダクト等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユ ニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

附 則

この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する